

認知症徘徊事故訴訟案件にかかる最高裁判決を前に

上席専門職 渡部 英洋

1. 事案概要

認知症の男性が徘徊中に列車にはねられ死亡した事故で、鉄道会社が男性の遺族に損害賠償請求を起した訴訟案件の上告審について、弁論が2月2日に開かれた。弁論が開かれる場合は、高裁の判断が何らかの形で変更されるケースが通常であり、3月1日に言い渡される予定の判決に関しては、認知症を巡る家族の監督責任にかかる初の最高裁判決であることもあって、今後の自宅介護現場に与える影響の大きさを指摘する報道が多くみられる。

案件の概要を触れると、認知症患者であった男性（平成19年12月7日の事故当時91歳）の家族に対し、JR東海が、振替輸送代等の損害にかかる損害賠償請求訴訟（訴額約720万円）を起したもので、第1審では、同居していた妻に対し、徘徊を防止する見守り義務を怠ったとし、別居していた長男も実質の監督義務者と認めて、妻と長男に約720万円の支払いを命じた。

控訴審判決では、加害者側・被害者側双方の諸事由（JR東海という大企業の安全配慮義務や自宅介護の現状・負担、相続財産の存在等）を総合的に勘案して、「監督義務者等が被害者に対して賠償すべき額を、監督義務者等と被害者との間で損害の公平な分担を図る趣旨の下に、責任無能力者の加害行為によって被害者が被った損害の一部とすることができるものと解するのが相当」とし、直接の監督責任が認められるとして、同居していた患者の妻の監督義務を認め、賠償額については半額の約360万円に減額した。長男に対する請

求は退けた。

2. 案件にかかる留意点

案件の詳細・経緯等については拙稿「今日的リスクにおける責任保障の課題」（『共済総合研究』Vol. 69（2014年9月））および「監督責任にかかる最高裁判決と賠償責任保障」（『共済総研レポート』No.139（2015年6月））で既述であり、一部その再論になる部分はあるが、この案件に関連して、最高裁判決が出される前に、あらためて留意すべきと考えられる点が四点ほどあり、以下に記したい。

(1) 当事者間の事情による認定の差異

一点目として、損害賠償責任の有無の判断や損害賠償責任の額については、民法の規定により、加害者側の行為の過失の程度や監督義務の存在の有無を基本に決定されるのが通常であるが、昨今の判断ではそれ以外の要素も重視され、加害者・被害者の社会的立場・関係・諸事情により決定される側面が大きいと考えられる点である。

今回は被害者側がJR東海という大企業であることや、認知症患者の自宅介護の負担の大きさという事情を考慮し、世論も介護者側に同情する意見が多くみられる。しかし、仮に被害者が個人（弱者）で認知症患者の行為によって傷害を負った場合等でも同様の意見が大勢となるかどうか、疑問である。世間一般通念として、被害者救済されるべきかは個々の事情で異なってくると思われる。

その意味で、近日中に言い渡される見込みの最高裁判決に関しては、これが直ちに判例

として今後の多くの介護関連事故での基準となり得るかどうか、判断が難しいところではないだろうか。

(2) 昨今の社会的リスクの許容度

二点目は、監督義務の規定の概念が変化してきている点である。

従来、監督義務の規定は、被害者保護を優先する立場から、言わば無過失責任的な意味合いのある規定であったが、社会活動の複雑化・リスクの多様化により、被害者側にも注意義務を課すとともに、監督義務者側に具体的な事故の予見可能性がなければ責任を免じるという方向に転換しつつある。昨年（平成27年）4月の最高裁判決で、11歳の少年がサッカーボールを校庭で蹴っていて、敷地外に飛び出し、バイクで通行中の男性が転倒、約1年半後に死亡したという案件で、親の監督責任を否定したのがこの考え方であり、介護責任者の監督責任にどのように影響するかが注目点といえる。

加害者側の行為がどの程度許容されるか、どのような考え方に基づき判断されるか、子ども、障がい者、高齢者等との共生社会化が進む今日において、関心が持たれる点である。

(3) 当事者の資力の問題

三点目は、一点目に含まれる点ではあるが、加害者らの資力も関係してくることである。今回の案件でも認知症患者の妻・長男らが法定相続人であり（相当額の財産を相続しているとされる）、この点も、第二審の判旨で触れているように、判断の一要素となっており、また、JR東海からの上告の背景ともなっている。

この点に関連して、賠償責任共済・保険に加入していることが一般化する場合、資力が

あると同等に位置付けられる問題がある。判決に拠らずに和解・調停等による場合を含めて、最終的には「賠償責任共済・保険で対応できるだろうから責任を負っても問題ないだろう。」として解決が図られるケースも多いと言われる。被害者救済のための共済・保険が過大に利用され、被害者側の注意義務が散漫になり、長期的には共済・保険者側の収支悪化の原因ともなり得る。米国でのPL保険の収支が成り立たなくなった問題が典型例である。

(4) 長期間を要する賠償責任の認定

最後に四点目として、事故から8年以上経過した現在まで、賠償責任の有無が確定してこなかった点である。その間、被害者としては救済が受けられず、前述のサッカーボールの案件では、事故から11年以上を要し、しかも最終的に被害者側は救済を受けられないこととなった。賠償責任共済・保険としての支払確定にも長期間を要することになる。

個人賠償責任共済・保険は、言うまでもなく、日々の生活を営む上で、起こり得る「加害者としての賠償責任リスク」を担保事故とすることにより、日常生活を安心して遂行できるようにするための共済・保険である。したがって、賠償責任共済・保険での担保は、賠償責任の認定が前提となるが、その加害者責任の認定に時間を要し、支払要件を満たすかどうかにも多大な労力と時間を要するというのが賠償責任共済・保険の課題ともいえる。その間の当事者間の金銭的負担が過重となる問題もある。

企業の賠償責任に関しては、製造物責任法等、無過失責任的な法制により、被害者保護が比較的整備されているが、個人生活、特に自動車事故以外の分野の賠償責任認定の基準は不確定な面が大きく、今回の案件の類似事

(表1) 加害者・被害者を救済するための共済・保険の方式

主体となる共済・保険の方式	①賠償責任共済・保険	②傷害共済・保険(定額)	③自己のための実損てん補共済・保険	④責任共済・保険に付加給付(見舞金として仮払い)
概要	従来型の責任共済・保険(加害者側に賠償額支払)	従来型の被害者側の自己のための傷害共済・保険	被害者側の自己のための実損てん補型	責任の有無確定前に被害者に見舞金的給付(責任確定時、精算)
被害者救済	時間を要し、救済が受けられないケースあり(自己過失分は救済されない)	常に定額給付を受けられるが、高額損害に対応難。賠償が得られる場合は過剰給付。	(自己過失分を含み)高額損害を含めて早期に実損てん補可能	相当因果関係があれば早期に仮払い可能
賠償責任認定のバイアス	認定が強まるバイアスの懸念	バイアスはない(加害者の不注意助長の懸念)	バイアスはない(求償不行使の場合、加害者の不注意助長の懸念)	責任有無を問わず支払うため、責任共済・保険に比し少ない
加害者側	加害者としての損害(賠償責任額)は補てん	—	求償に備え、責任共済・保険に別途加入要	上乘せでの保険料負担
共済団体・保険会社側の問題	賠償責任認定バイアスにより、長期的な収支悪化の懸念	迅速な解決責任共済との併売による保障漏れ回避	求償実務負担責任共済との併売による保障漏れ回避・責任共済の収支維持	二度払の実務負担保障漏れ回避
その他			求償権行使の是非の検討要	被害者側の不注意を助長する側面

(注) ③・④は筆者試案の方式

案が増加すれば、賠償責任共済・保険の効用自体が問われる結果ともなりかねない。

3. 当事者間の損害を救済する共済・保険方式

このような個人賠償責任共済・保険の問題点を踏まえたうえで、加害者・被害者間の案件を保障するための体系について、『共済総研レポート』No.139で列挙したが、あらためて各共済・保険の特徴を整理すると(表1)のようになる。

それぞれに一長一短あるといえるが、従来型の賠償責任共済・保険のみでは個人分野で

の賠償責任認定の不確実性から被害者救済に問題がある。双方の実損害の補償を過不足なく万全にし、受益者と保険料負担者の統一感を図る意味では自動車共済における人身傷害的な方式である③も視野に入れる必要があるが、実現性等を考慮すれば、④の方式も早期救済のために検討する意義はあると考えられる。

※ ④の方式は、自宅介護を行う側が、上乘せ保険料を負担し、要介護者が第三者に加えた損害を、賠償責任の有無に拘らず、仮払金(見舞金)の形で迅速に補償する制度であり、賠償責任確定時に精算支払を行うものである。

(表2) 行方不明者合計と認知症による行方不明者の内訳 (警察に届け出のあった人数)

	平成24年		平成25年		平成26年		前年対比 (H26/H25)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	増減数	増減率
認知症	9,607	11.8%	10,322	12.3%	10,783	13.3%	461	4.5%
行方不明者合計	81,111	100%	83,948	100%	81,193	100%	-2,755	-3.3%

※ 構成比は行方不明者全体に占める割合 (認知症行方不明者は平成24年から計上)

(出典) 警察統計 原因・動機別行方不明者数

相当因果関係の判断の難しいケースは生じ得るが、自宅介護を行う場合の社会的リスクを介護者側が負担する考え方である。

直近の統計での認知症を原因とする行方不明者の数 (警察庁届出数) は (表2) のとおりである。社会問題化し、統計を取り始めた平成24年から着実に増加している。

このような現実の中で、今回、最高裁判断がなされようとしている。この判断によって当事者それぞれの損害負担の考え方が一層流動化する可能性があるが、共生社会での今日的风险をどのような状況においても漏れの無いように保障できるようにするために、公的な社会保障財政に限界がある中で、共済・保険団体としても、社会政策の一環という立場で、迅速な検討が求められるであろう。

(平成28年2月2日 記)